

第1 幼稚園教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第2条第1項の表）と、幼稚園教諭免許状の上級免許を取得する場合（<表3-1>~<表3-4>）の科目名の対応について

法別表第1（規則第2条第1項の表） （抜粋）				記号	<表3-1>~ <表3-4>の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項		① ⇒	領域に関する専門的事項に関する科目	左図の 同じ行 (⇒) が対応
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		② ⇒	〈保育内容の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	(略)	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(略)	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
第5欄	教育実践に関する科目	(略)	* ⑤	選択科目		
第6欄	大学が独自に設定する科目 (注)		⑥	大学が独自に設定する科目 (注)	①~⑥ から 選択	

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」=「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

(注) 第6欄の単位は、「指定大学（※）が加える科目」を充てることができます。

※ 指定大学とは、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が指定した大学（いわゆる「教員養成フラッグシップ大学」。令和4年4月から取組開始）のことで、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学が指定されています。

2 幼稚園教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：幼稚園教諭一種免許状）
【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

<表3-1>

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）(ア)	15

(ア) 「指定大学が加える科目」を充てることができます。(⇒P. 4の(注)参照)

3 幼稚園教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：幼稚園教諭二種免許状）

※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-2>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-3> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(1)】

<表3-2>

在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	12	
		年	年	年	年	年	年	年	年	年以上 (特例) 年以上	
修得単位数(ア)											(イ)
最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目(イ)	4	4	3	3	2	2	1	1	1	
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	6	6	5	4	4	4	3	2	含
		〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	10	9	8	7	5	4	4	3	含
	選択科目	4	3	3	3	3	3	2	2		
大学が独自に設定する科目(オ)		6	6	6	6	6	5	3	2	2	
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	10	

<備考>

- (ア) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得します。
- なお、平成31年4月1日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧法別表第1備考第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）については、令和4年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について修得させることにより、領域に関する専門的事項のうち1以上の科目を修得させたものとみなすことができます。
- (ウ) 「〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉」のうち「保育内容の指導法に関する科目」について2単位以上修得することとする場合は、当該科目の単位の半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」又は「特別活動の指導法に関する科目（※）」の単位をもって充てることができます。
- ※ 規則第3条第1項の表の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。）」
- (エ) 「12年以上（特例）」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。
- (オ) 「指定大学が加える科目」を充てることができます。（⇒P.4の（注）参照）

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第3、規則第11条～第14条、細則別表第1の2(1)】

<表3-3>

在職年数		3	4	5	6	6	
		年	年	年	年以上	(特例) 年以上	
修得単位数(ア)						(イ)	
最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目(イ)	2	2	1	1	1	
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	4	4	3	2	含 7 単 位 以 上
		〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	5	4	4	3	含
		選択科目	3	3	2	2	
	大学が独自に設定する科目(オ)	6	5	3	2	2	
総単位数		25	20	15	10	10	

<備考>

- (ア)～(ウ)：「(1) 大学を卒業していない者」と同じ。
- (エ) 「6年以上（特例）」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。
- (オ) 「指定大学が加える科目」を充てることができます。（⇒P.4の（注）参照）

4 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：幼稚園助教諭臨時免許状）
【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(2)】

<表3-4>

修得単位数(ア)		在職年数							
		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上
最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目(イ)	5	4	4	3	3	2	2	1
	〈保育内容の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	8	7	7	6	5	4	3	2
	第3欄に掲げる科目	18	16	14	12	10	9	7	5
	〈保育内容の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	4	4	3	3	3	2	2	2
選択科目		4	4	3	3	3	2	2	2
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10

<備考>

(ア)～(ウ)：「3 幼稚園教諭一種免許状を取得する場合 (1)大学を卒業していない者」と同じ。

5 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合の特例【29法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

説明	根拠規定
施行法第1条第1項の表第2、3、7～9号、第2条第1項の表第2～4、6、9～12、15～17、20、20の3、24、24の2号の規定に該当し、同法により幼稚園助教諭臨時免許状を受けている者	29法附則第11項、規則附則第15項、細則別表第1の9(1)
修業年限4年の教員養成諸学校の卒業者又は修業年限4年以上の専門学校で幼稚園助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第12項、規則附則第15項、細則別表第1の9(2)